

事務連絡
令和2年6月29日

文部科学省担当課 御中

国土交通省大臣官房危機管理官

公共交通機関を利用する際の感染予防対策の実践について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針により、全国で都道府県をまたぐ移動の自粛が解除されましたが、感染予防については、引き続き、徹底して行う必要があります。

利用者が戻りつつある公共交通については、各事業者において、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に徹底して取り組んでおりますが、安全・安心を確保していくためには、利用者の皆様にも、①マスクを着用し、会話は控えめにさせていただき、②車内換気へのご理解・ご協力をいただき、③テレワーク・時差出勤に努めていただく、といった公共交通機関を利用する際の感染予防対策の実践についてご協力をいただく必要があります。

つきましては、貴省におかれましても、通学等で公共交通機関を利用する生徒等の皆様にも、マスクを着用し、会話を控えめにする等のご協力をいただくよう、教育機関等に対し、周知していただけるようお願いいたします。

(別添)【参考】「鉄道を安心してご利用いただくためのお客様への3つのお願い」